

6 松農林第366号
令和6年9月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	今福1 (木場上、木場下、寺上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、鉱害復旧事業による圃場整備地があるものの、圃場整備未実施農地では中山間地特有の段差のある狭い農地も多く作業効率が悪い状況である。また、農業従事者においては高齢化が進んでいるが、認定農業者等の担い手が中心となり、非農家所有の農地や離農者の農地等を借り受けて耕作しており、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などの補助事業を活用し、農業施設の維持管理、対象農地の耕起等に取り組んでいる。また、農事組合法人 清流の里 木場が田植え等の作業を担うなど耕作者の労力低減に務めている。

有害鳥獣対策については防護柵を設置しているが、イノシシによる農作物被害が発生している状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に肉用牛(繁殖)が盛んな地域であるため、水稻に併せ農地の有効活用の観点から飼料作物の作付けも推進していく。離農者や後継者のいない農地については、圃場整備地を中心に認定農業者等の担い手に農地を集約し、農地の維持に努めていく。

農業経営を今後も維持していくため、清流の里 木場への委託を推進するとともに、外国人労働者や地域外の担い手農家等を取り入れ、労力の軽減対策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

圃場整備が完了している改良区域内の農地及びその周辺農地を農用地とする。将来的に保全・維持管理とする区域は、今後具体的な取組が設定されいた際に検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

圃場整備が完了している改良区域内の農地及びその周辺農地を中心に、農地中間管理機構を活用して認定農業者等、今後地域内の担い手となる経営体へ集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

離農する農家や規模縮小する農家の農地について情報収集を図るとともに、農地中間管理機構を介しての集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

圃場整備を実施していない農地についての農地や水路の改善については、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金事業などの補助金を有効活用し、農地の有効活用及び農業の生産性向上を図る。なお、地域農業の担い手のニーズを踏まえ、必要に応じて国等の補助を活用し圃場整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

除草や水路の清掃など、農地保全に必要な人材の確保として外国人労働者の雇用、中山間地域等直接事業作業ボランティアなど外的要素について検討する。

現在、地域内には認定農業者等の担い手が存在するが、将来的には他の地域の担い手などを確保し農地の保全を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業従事者の労力軽減や労働時間の短縮など、農業経営の効率化を見込めるものについて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう地域による防護柵の維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有など、地域全体での対策ができるような体制を構築する。

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。